



議案第九十八号

三徳地区多目的研修施設新築工事請負契約の締結について

次のおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十八年十二月二十二日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾八年拾貳月廿叁日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

- 一 工 事 名 三徳地区多目的研修施設新築工事
- 二 工 事 場 所 三朝町大字片柴地内
- 三 契約の相手方 鳥取県倉吉市上灘町一一五番地一
有限会社 河崎組 代表取締役 河崎 正明
- 四 契 約 金 額 九八、〇〇〇、〇〇〇円
- 五 工事完成期日 昭和五十九年六月三十日
- 六 契約締結の方法 指名競争入札